

第4回西知多医療厚生組合議会臨時会

会 議 録

令和4年（2022年）12月19日

西知多医療厚生組合議会

令和4年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について.....	6
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について.....	7

令和4年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和4年（2022年）12月19日 午後3時56分
- 2 招集場所 西知多医療厚生組合議場
- 3 応招議員（13人）

1番	加藤菊信	8番	藤井貴範
2番	佐藤友昭	9番	伊藤清一郎
3番	早川康司	10番	伊藤正明
4番	今瀬和弘	11番	林正則
5番	北川明夫	12番	大村聡
6番	富田博巳	13番	夏目豊
		14番	勝崎泰生
- 4 不応招議員 7番 蓑手純一
- 5 開閉の日時

開会	令和4年（2022年）12月19日	午後3時56分
閉会	令和4年（2022年）12月19日	午後4時10分

第1日 (12月19日)

1 出席議員(13人)

1番	加藤 菊信	8番	藤井 貴範
2番	佐藤 友昭	9番	伊藤 清一郎
3番	早川 康司	10番	伊藤 正明
4番	今瀬 和弘	11番	林 正則
5番	北川 明夫	12番	大村 聡
6番	富田 博巳	13番	夏目 豊
		14番	勝崎 泰生

2 欠席議員 7番 蓑手 純一

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	花田 勝重	副管理者	宮島 壽男
副管理者	星川 功	副管理者	立川 泰造

[総務部]

総務部長	加藤 由裕	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木 美喜子
------	-------	-------------------	---------

建設課長 平松 康弘

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	吉原 基	病院事務局長	許斐 正啓
経営戦略室長	澤田 和典	管理課長	谷川 正仁
管理課課長	和田 真貴	医事課長	森田 美和

兼人事管理室長

医療情報課長	守山 直宏	患者サポートセンター課長	岩田 裕行
--------	-------	--------------	-------

兼診療情報管理室長

[看護専門学校]

看護専門学校長	鰐部 貴久美	庶務課長	中田 昭夫
---------	--------	------	-------

4 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長	竹内 忍	書記	保科 達郎
--------	------	----	-------

書 記 長 坂 徹 也

5 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	29	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
5	30	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について

6 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(12月19日 午後3時56分 開会)

議長（勝崎泰生）

開会前に、欠席者の報告をさせていただきます。7番蓑手純一議員から病気療養のため、本会議を欠席する旨の届出を受けておりますのでご報告いたします。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変御苦勞さまでございます。現在の出席議員は、13人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（花田勝重）

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。本日は、令和4年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」はじめ2件の議案でございます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（勝崎泰生）

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（勝崎泰生）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、2番佐藤友昭議員、10番伊藤正明議員を指名いたします。

議長（勝崎泰生）

続きまして、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（勝崎泰生）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和4年9月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（勝崎泰生）

続きまして、日程第7、議案第29号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました議案第29号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合の引上げ等をするため、改正するものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第29号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

本改正条例は、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てにより施行期日を分けて改正するものでございます。第1条関係は令和4年度実施分で、第7条の改正は、特定任期付職員の給料月額の引上げで、1号給を1,000円引き上げるものでございます。第9条の改正は、期末手当の引上げで、12月の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。2ページをお願いします。第2条関係は令和5年度以降実施分で、第9条の改正は期末手当の改定で、第1条関係により改正した12月の期末手当の引上げ分を、5年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。

附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、給料月額の上上げ及び期末手当の上上げについては令和4年4月1日から遡って適用するとしたもの、附則第3項は、給与の内払規定について定めたものでございます。なお、この条例改正の対象となる特定任期付職員は、現在のところ採用しておりません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。
議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第29号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

議長（勝崎泰生）

日程第5、議案第30号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。報告者から説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました議案第30号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、給料月額及び勤勉手当の支給割合の上上げ等をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第30号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の内容につきまして、御説明申し上げます。

令和4年8月8日に公表されました令和4年人事院勧告において、民間給与との較差（0.23%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、勤勉手当の0.1月分の引上げなどを内容とする勧告があり、国家公務員につきましては勧告のとおり法の整備がされ、令和4年11月18日に公布されております。

本組合においても、これらの状況を考慮し、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、議案末尾の方に添付してございます参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

なお、本改正条例も、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てになっています。

まず1ページ目の第1条関係は令和4年度実施分で、第21条の改正は、勤勉手当の引上げで、12月に支給する勤勉手当の率について、0.1月分、再任用職員については0.05月分引き上げるものです。

2ページをお願いします。

条例別表の給料表の改正につきましては、新旧対照表への記載を省略し、概略を一覧表で表示してございますが、給料月額を引き上げるもので、一般会計及び特別会計の職員全体で、平均689円、率にして0.22%の引上げ、病院事業につきましては、行政職及び医療職を合わせた職員全体で、平均1,320円、率にして0.43%の引上げとなるものでございます。

第2条関係は、令和5年度以降の実施分でございます。

第21条の改正は、第1条関係（令和4年度実施分）により改正した12月の勤勉手当の引上げ分を、令和5年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。

3ページをお願いします。

附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、第1条関係の改正による適用区分で、令和4年4月1日から遡って適用するもので

ございます。附則第3項は、給与の内払について定めたもの、附則第4項は、改正条例の施行に係る委任について定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（勝崎泰生）

これより質疑に入ります。それでは質疑の発言を許します。

5番（北川明夫）

ただ今、病院事業会計につきましては合計額で説明があったわけですけど、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）それぞれについて、職員数、現行の平均給料月額、改定後の平均給料月額、改定額、改定率をお尋ねします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の「病院事業会計の医療職の区分ごとの平均給料月額、改定額等」につきましては、医療職（一）の医師、歯科医師は、職員数102人、現行の平均給料月額45万634円、改定後の平均給料月額45万1,409円で、改定額775円、改定率0.17%の引き上げ、医療職（二）の薬剤師等医療技術員は、職員数123人、現行の平均給料月額29万7,411円、改定後の平均給料月額29万8,241円で、改定額830円、改定率0.28%の引き上げ、医療職（三）の看護師は、職員数427人、現行の平均給料月額28万2,029円、改定後の平均給料月額28万3,628円で、改定額1,599円、改定率0.57%の引き上げでございます。以上でございます。

議長（勝崎泰生）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第30号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（花田勝重）

議長のお許しを得ましたので、第4回臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（勝崎泰生）

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。終始、御協力ありがとうございました。

（12月19日 午後4時10分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年（2022年）12月19日

西知多医療厚生組合議会 議 長 勝 崎 泰 生

2 番 署 名 議 員 佐 藤 友 昭

1 0 番 署 名 議 員 伊 藤 正 明